

体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	円 1,930	円 2,520	円 3,200	円 4,470	円 5,720	円 7,650	屋外照明設備を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額
		一般	3,840	5,050	6,380	8,900	11,440	15,290	
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	990	1,250	1,580	2,240	2,840	3,840	
		一般	1,990	2,520	3,200	4,510	5,720	7,710	
	区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	530	650	790	1,190	1,450	1,990	
		一般	1,070	1,320	1,580	2,380	2,920	3,980	
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,780	2,380	2,980	4,180	5,390	7,180	
		一般	3,590	4,770	5,980	8,390	10,790	14,380	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに190円						
		一般	1時間までごとに1台ごとに400円						
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに340円						
	一般		1時間までごとに650円						
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円 1,450	円 1,930	円 1,930	円 3,380	円 3,840	円 5,310	
	一般		2,920	3,840	3,840	6,800	7,710	10,660	
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	7,180	9,590	9,590	16,800	19,200	26,370	
		一般	14,380	19,200	19,200	33,560	38,370	52,770	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに580円						
		一般	1時間までごとに1面ごとに1,190円						

ゲート ボール 場	全面使用	児童、生徒 及び学生	円 1,580	円 2,120	円 2,120	円 3,720	円 4,250	円 5,850
		一般	3,200	4,250	4,250	7,440	8,530	11,740
	区分使用	児童、生徒 及び学生	1時間までごとに1面ごとに280円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに530円					
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生	円 790	円 1,070	円 1,070	円 1,850	円 2,120	円 2,920	
	一般	1,580	2,120	2,120	3,720	4,250	5,850	

別表第2の3中表の部分を次のように改める。

区 分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
第1会議室	円 1,720	円 2,240	円 2,920	円 3,980	円 5,180	円 6,920
第2会議室	1,720	2,240	2,920	3,980	5,180	6,920
第1教養室	1,450	1,990	2,520	3,450	4,510	5,980
第2教養室	1,070	1,320	1,720	2,380	3,060	4,110
第1研修室	1,580	2,120	2,660	3,720	4,770	6,380
第2研修室	1,990	2,520	3,200	4,510	5,720	7,710
第3研修室	1,990	2,520	3,200	4,510	5,720	7,710
創作室	1,580	1,990	2,520	3,590	4,510	6,120
陶芸室	1,850	2,520	3,200	4,390	5,720	7,570
音楽室	1,990	2,660	3,320	4,650	5,980	7,980
調理実習室	2,380	3,060	3,840	5,460	6,920	9,310
こども広場	1,720	2,240	2,920	3,980	5,180	6,920

別表第2の4中表の部分を次のように改める。

区 分	施設の利用料金の上限額	附属の設備の利用
-----	-------------	----------

		9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで	料金の上限額
入場料等を徴収しない場合		円 3,980	円 5,310	円 6,640	円 9,310	円 11,980	円 15,980	附属の設備を使用 する場合において は、1件又は1式 1時間までごとに 1,260円の範囲内 で知事が定める額
入場料等を徴収 する場合	興行として行う ものでない場合	5,980	7,980	9,980	13,990	17,960	23,970	
	興行として行う ものである場合	11,980	15,980	19,980	27,970	35,980	47,970	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。